

企業のマスク輸入に係る 税関での手続き等

(ジェトロ仮訳)

2020年4月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
パリ事務所

【出所】 フランス税関ウェブページ「[Covid-19 : Vous êtes une entreprise et souhaitez importer des masques | Portail de la Direction Générale des Douanes et Droits Indirects](#)」
の仮訳。

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもフランス税関の正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、フランス税関はいかなる責任も負いません。

企業によるマスク輸入について

ステップ1 輸入に慣れていない → 輸入に関するQ&A

ステップ2 輸入マスクは徴用されるか？

- 3ヶ月間*に輸入するマスクの数が500万枚を超えない → いいえ
- 3ヶ月間に500万枚以上のマスクを輸入し、
covid19-imports@sante.gouv.frに申告する → 徴用の可能性がある

*2020年3月20日付けデクレ第2020-281号

ステップ3 輸入マスクが対応すべき基準は何か？

- ケース1：CEマークが付いた個人防護具、医療機器
- ケース2：CEマークは付いてないが、国際基準適合認証マークが付いた個人防護具
- ケース3：CEマークは付いてないが、国際基準適合認証マークが付いた医療機器
- ケース4：CEマークも国際基準適合認証マークも付いていない個人防護具
- ケース5：CEマークも国際基準適合認証マークも付いていない医療機器

ステップ4 関税と付加価値税を払わなければならないか？

マスクの用途は：

↓
寄付
(医療機関、高齢者施設、地方自治体など)

↓
関税および付加価値税免除

↓
簡素で迅速な申請 [手続き](#)

↓
自社従業員に配布

↓
関税および付加価値税*を支払う
*海外県では海路搬入税

↓
販売

ステップ5 通関手続きを加速するために何をするべきか？

できるだけ早く必要書類を通関業者または近くの税関に提出する。
質問があれば、近くの [Pôle Action Economique](#) に連絡する。

ステップ1 輸入に慣れていない企業（輸入に関するQ&A）

1 どの法人形態を選ぶべきか？

単一出資有限会社（EURL）、有限会社（SARL）、単純型株式会社（SAS）を選んだ場合、課税事業者として識別されることから、EU域内においては非課税で購入でき、輸入品に係る付加価値税は還付可能（税理士と相談）。自営業者（auto-entreprise）のステータスを選択した場合は、税額控除を受けることなく、輸入品に対し付加価値税を支払う。

2 EORI番号とは何か？

（Economic Operator Registration and Identification）

事業者登録識別番号。貿易事業を行う際に使用を義務付けられる。同番号はEU全域で有効。

EORI番号の取得は企業所在地を管轄する地域圏の税関の [Pôle Action Economique](#) に連絡する。

3 EU域外からの商品輸入に必要な手続きは何か？

輸入とはEU域外、即ち、第3国由来の商品または製品のEU域内における販売活動を指す。EU関税地域に入域する全ての第3国由来の商品について、安全性に関わるデータなどを含むESD（Entry Summary Declaration欧州版24時間ルール）はEUに入域する最初の地点で提出されなければならない。EU域外から輸入された全ての商品は税関での申告の対象となり、付加価値税と関税（最高17%）の課税対象となる。関税率は品目及び原産地により異なる。付加価値税率はモノの性質により異なる。

4 商品の関税品目は何か？

商品は貿易上の名称を持ち、国際的に認証された関税品目番号により分類されている（統一システムまたはHS）。この分類により関税率、適用される通商政策措置、適合すべき技術基準などが定められる。

- **HSコード**：商品の統計品目番号。最初の6桁までの数字は世界共通。サプライヤーに商品のHSコードの提示を依頼する。
- **RITA**；商品のHSコードを調べたり、補足的な特殊規則や要求事項などがわかる税関のデータベース。

5 輸入品に係る税は何か？

- **関税**：製品価格とEUに入域するまでの保険料や運賃などのコストを加算した金額に課税
- **付加価値税**：製品価格に最終地までの運賃、保険料及び関税支払額を加算した金額に課税

6 インコタームズが重要なのはなぜか？

（International Commercial Terms ou Conditions internationales de vente）
インコタームズは国際売買契約において売主と買主の相互義務を定めるもの。
税関手続きに関し、インコタームは：
一売主と買主との間で分担する責任の範囲を明確にする
一輸入に関わる課税対象額を決める重要な要素の一つ

7 通関は誰が行うのか？

多くの場合、エクスプレス運送会社、ラ・ポスト、運送業者などが通関手続きを請負い、関税と付加価値税を税関で支払う。通関業者は顧客にその額と手数料を請求する。手数料は誤って「関税料（frais de douane）」と呼ばれることがあるが、税務署（Trésor Public）に支払う税とは何ら関係はない。

関連URL：

1 について
lautoentrepreneur.fr
cci.fr

4、6、7 について
douane.gouv.fr

ステップ3 輸入マスクが対応すべき基準は何か？

ケース 1 防護マスク（個人防護具および医療機器） 規格：CEマーク	
輸入品 防護マスク（EPI ¹ 、DM ² ） CEマーキング 全ての使用者向け 全ての媒体（税関の通関情報処理システムであるDELT@G、DELT@X）	<u>輸入業者が提出すべきもの</u> 1) 医療機器 製造者（または代理人、輸入業者）によるフランス語または英語で書かれた少なくとも以下の事項を含む適合宣言書 ー製造者の名前と住所 ー製品名 ー欧州（医療機器）指令93/42/EECと附則VIIに適合する旨の記述 ー適用した欧州基準 （必要であればテストレポートなど技術文書が求められる） 2) 個人防護具 ー適合宣言書 （上記を参照、2016年3月9日付け欧州規則NO2016/425および個人防護具基準への適合を求める場合を除き） ー同製品の通知機関（ノーティファイドボディ）による有効な適合認証書 （必要に応じテストレポートなど技術文書が求めることもある） （適合証明書の有効性、信頼性について事業者に注意を喚起する）

備考：全てのケースにおいて製品と包装の写真を書類に含めることを勧める。

EPI¹：個人防護具に分類。着用した人を保護するための呼吸用保護マスク（FFP2、FFP3規格）

DM²：医療機器に分類。着用した人の周りを保護するためのサージカルマスク（医療用マスク）

ケース 2
 防護マスク（個人防護具）
 規格：同等の国際基準（CEマークなし）

輸入品	<u>輸入業者が提出すべきもの</u>
個人防護具に分類される防護マスク CEマークなし 通達に含まれた国際基準の認証マーク（注） 医療従事者を含む全ての使用者向け 全ての媒体（DELT@GDELT@X）	製造者（または代理人、輸入業者）によるフランス語または英語で書かれた少なくとも以下の事項を含む適合宣言書 ー製造者の名前と住所 ー製品名 ー該当する規則 ー同等の国際基準 ー同等と認められた基準であることを示す文書と国際基準認証マーク（同基準を発行する国が指定するラボによる有効なレポート） ーEU整合認証書を通知機関にメールなどの手段を使い申請したという証拠（通知機関による申請受領書に添付） <u>サージカルマスク</u> と <u>FFP2マスク</u> に関わる欧州の通知機関のリストはリンクから入手できる。

（注）認可された[国際基準のリスト](#)（フランス税関作成）

ケース 3 防護マスク（医療機器） 規格：同等の国際基準（CEマークなし）	
輸入品 医療機器に分類される防護マスク CEマークなし 通達に含まれた国際基準の認証マーク（注） 医療従事者を含む全ての使用者向け 全ての媒体（DELT@GDELT@X）	輸入業者は同等と主張する国際基準に関する文書を提出しなければならない 製造者（または代理人、輸入業者）によるフランス語または英語で少なくとも以下の事項を含む適合宣言 - 一製造者の名前と住所 - 一製品名 - 一欧州（医療機器）指令93/42/EECと附属書VIIに適合する旨の記述 - 一同等の国際基準 （必要であればテストレポートなど技術文書が求められる）

ケース4
防護マスク（個人防護具）
規格：CEマークも同等の国際基準認証マークもなし

輸入品 個人防護具に分類される防護マスク CEマークなし 通達に含まれた国際基準（注）への言及なし 医療関係者を含む、企業の従業員の感染防止向け 全ての媒体（DELT@GDELT@X）	製造者（または代理人、輸入業者）によるフランス語または英語で少なくとも以下の事項を含む適合宣言 －製造者の名前と住所 －製品名 －該当規則 －同等の欧州基準または国際基準 －通知機関（ノーティファイドボディ）による適合証明書（必要に応じテストレポートなど技術文書が求められる） （証明書の有効性、信頼性を確認するよう事業者に注意を喚起する）
--	--

ケース 5 防護マスク（医療機器） 規格：CEマークも同等の国際基準認証マークもなし	
輸入品 医療機器に分類される防護マスク CEマークなし 通達に含まれた国際基準への言及なし（注） 医療関係者を含む、企業の従業員の感染防止向け 全ての媒体（DELT@GDELT@X）	輸入業者は同等と主張する製造基準に関する書類を提示しなければならない 製造者（または代理人、輸入業者）によるフランス語または英語で少なくとも以下の事項を含む適合宣言 －製造者の名前と住所 －製品名 －欧州（医療機器）指令93/42/EECと附属書VIIに適合する旨の記述 －同等の国際基準 －テストレポートまたは国際基準を発行した国が指定するラボによる有効な適合認証書